

# 自主保安点検協力活動報告書



実施事業所：独立行政法人 日本原子力研究開発機構

大洗研究開発センター

実施日：2007年1月23日



発行者：原子力事業所安全協力協定事務局

(日本原子力研究開発機構東海研究開発センター原子力科学研究所)

〒319-1195 茨城県那珂郡東海村白方白根 2 4

Tel : 029-282-5801, FAX : 029-284-3698

# 日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター

## 自主保安点検協力活動報告書

### 目 次

1	自主保安点検協力活動の概要	1
2	日本原子力研究開発機構大洗研究開発センターの概要	1
3	自主保安点検協力活動の結果	2
(1)	安全管理	2
(2)	規定・規則等	3
(3)	教育訓練	5
(4)	水平展開	6
(5)	緊急時の対応	6
(6)	巡視確認	8

(表紙写真の説明)

施設の安全管理について意見交換を行う関係者

左列が「事業所の対応者」及び右列が「点検協力実施者」

## はじめに

平成11年9月30日に発生したウラン加工工場における臨界事故を契機として、「原子力施設の安全性向上には原子力事業者の一層の自主努力と相互協力が必要」との気運が高まり、東海村、大洗町、旭村(現銚田市)、那珂町(現那珂市)及びひたちなか市に所在する19(発足時21)の原子力事業所が「原子力事業所安全協力協定(通称、東海ノア協定)」を締結した。

協定の中に、平常時における協力活動の一つとして、加盟事業所が行う自主保安に係る点検協力活動が定められている。

本報告書は、平成19年1月23日に、日本原子力研究開発機構大洗研究開発センターを対象に実施した第20回自主保安点検協力活動の結果をまとめたものである。

実施にあたっては、事前に質問事項を提示し、それに対する回答を得る等の準備を経て、当施設を訪問した。

## 1 自主保安点検協力活動の概要

原子力事業所等においては、法令、所内の規定等に基づき、ハード面及びソフト面を含めて、常に自主的な保安点検が実施されている。これらの点検は、自らの事業所職員、社員が実施している事業所と、当該事業所以外の第三者が加わって実施している事業所がある。

平成13年度の原子炉等規制法の改正により、対象となる事業所は、保安規定を定め、原子力保安検査官が行う年4回の保安検査を受けることになった。また、民間の原子力関連事業者間で構成されるニュークリアセーフティーネットワーク（NSネット）では、会員の事業所を対象とした相互評価（ピアレビュー）を行っている。

東海ノアにおける自主保安点検協力活動は、7年目を迎え、これまでにNSネットの6非会員事業所を対象とした活動を平成13年度までに終了し、平成14年度及び平成15年度は、「原災法」の適用対象外の6事業所について実施した。平成16年度からは、「原災法」適用の対象となる3事業所について実施し、平成18年度は、これまでに独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター原子力科学研究所、同核燃料サイクル工学研究所を実施してきた。

この活動は、加盟事業所の協力を得つつ、点検対象の事業所へ防火管理者、放射線取扱主任者、衛生管理者、核燃料取扱主任者、原子炉主任技術者等から成る各分野の専門家を派遣して、安全管理、水平展開、緊急時体制、教育訓練、規定規則、想定緊急事態の対応等を重点に、質疑応答並びに現場確認等を行い、対象事業所における自主保安活動の状況を、第三者の立場から把握し点検するものである。そのねらいは、点検結果が対象事業所において安全管理活動の一層の向上に役立てられるとともに、良き事例等があれば、これを他の事業所へ紹介することにより加盟事業所全体の自主保安管理の向上を期待するものである。

今回の自主保安点検協力活動は、原子燃料工業株式会社より防火管理者、財団法人核物質管理センター東海保障措置センターより核燃料取扱主務者及び日揮株式会社技術研究所より放射線取扱主任者の協力を得て実施した。

## 2 日本原子力研究開発機構大洗研究開発センターの概要

独立行政法人日本原子力研究開発機構は、平成17年10月1日に日本原子力研究所と核燃料サイクル機構が統合し、新たに我が国の総合的原子力研究開発を担う中核機関として発足した。

大洗研究開発センター(以下、「大洗研究センター」という。)は、日本原子力研究所大洗研究所と核燃料サイクル機構大洗工学センターが統合し、材料試験炉（JMTR）高速実験炉（常陽）高温工学試験研究炉（HTTR）の原子炉施設のほか、各種の照射後試験施設及び廃棄物管理施設を擁している。また、本部組織の「次世代原子力システム研究開発部門」及び「原子力基礎工学研究部門」が設置され、大洗センターと相互に連携を図り、FBRサイクル実用化に向けての高速増殖炉サイクル実用化戦略調査研究、高温ガス炉及び高速増殖炉からの高温核熱を利用する水素製造技術の開発、原子炉による照射試験、照射後試験など燃料や材料の研究を行っている。

### 3 自主保安点検協力活動の結果

#### (1) 安全管理

##### イ. 安全管理の基本方針（安全管理体制・ヒューマンエラー防止への取組み）

日本原子力研究開発機構全体としての安全管理については、「機構行動基準」により安全の確保を第一に掲げ、それを職員に周知、徹底している。また、理事長以下の安全衛生管理の責任と役割については、「機構安全衛生管理規程」に定め、管理を実施している。

年度毎の安全衛生管理基本方針は機構中央安全衛生会議で定め、各拠点ではこれに基づいて安全衛生管理実施計画を策定し、安全衛生活動を推進している。安全衛生管理の実施結果は、機構安全衛生会議で審議し、評価、改善する体制となっている。

一方、大洗センターにおいては、「安全衛生管理規則」、「原子炉施設保安規定」、「核燃料物質使用施設等保安規定」、「放射線障害予防規程」、「品質保証計画書」等で、所長以下、部長、課長等の業務と管理責任を明記している。

所長は、毎年度、大洗センター安全衛生活動基本方針を「安全衛生管理規則」に基づき定め、この方針に基づき実施計画を定めて安全衛生活動を実施している。そして法令及び規定類に基づき衛生管理者等を任命し、安全衛生管理に必要な人員配置を行うとともに、一覧表を作成しイントラネットにより職員に周知している。また、「大洗センター安全衛生管理規則」に基づき安全衛生委員会を設置して月1回開催し、安全衛生に係る事項について調査・審議し答申している。この他、衛生管理者パトロールを週1回、産業医パトロール、所長パトロール、部長パトロール及び課長パトロールをそれぞれ月1回実施し、安全衛生の確保に努めている。

また、ヒューマンエラー防止への取組みとして、労働安全衛生に関するリスクアセスメントを実施し、作業前のリスクを低減するとともに、作業にあたっては、TBM-KYを実施して事故防止に努めている。

品質に関して、廃棄物管理施設については、保安院管轄の「品質保証計画書」に基づいて理事長が品質方針を定め、これに基づき廃棄物管理施設個別業務の目標を定めて品質保証活動を計画的に展開している。

また、文部科学省管轄施設及びその他の施設については、「品質保証計画書」に基づき所長が毎年度品質方針を定め、この方針に基づき品質目標を定めて品質保証活動を計画的に展開している。

環境に関しては、ISO14001環境マネジメントシステムの活動を、環境配慮促進法も考慮して展開している。また、システムの拡大を目指し、北地区におけるシステム構築を計画的に進めている。

##### ロ. 安全管理計画

前述の通り、所では、毎年度安全衛生活動基本方針及び当該方針に基づく実施計画を定めている。

また、各部においても、所の基本方針及び実施計画に基づき個別の実施計画を策定し当該計画に基づいて安全衛生活動を行っている。

## 八. 安全文化醸成

安全文化の醸成のための安全衛生管理情報周知として、以下のような活動を実施している。

- ・リスクアセスメント及びKYの研修会、リスクアセスメント発表会等を企画し、従業員等に参加させ安全意識の向上に努める。
- ・安全週間準備期間及び安全週間で、安全標語及びポスターの募集を行い、安全標語については優秀作品の日めくりカレンダーを作る。また、ポスターについても優秀作品を各部へ配付して安全意識の高揚を図る。この他、安全週間等のポスター及び小冊子を購入し配付する等して、安全意識の高揚を図る。
- ・安全対策課から、安全だよりやヒヤリハットキガカリシート、及び各種の規程、規則等を、従業員等がイントラネットでいつでも閲覧できるようにしている。

この他、安全衛生週間及び労働安全週間に講演会を開催しており、平成18年度は、金沢工業大学の札幌先生を招聘して技術者の論理について講演会を開催した。

また、本部主催の品質保証関連セミナーやNSネットによるセミナー等にも参加することにより意識の高揚を図っている。

### (2) 規定・規則等

#### イ. 品質保証体制の整備状況

大洗センターの施設のうち、原子炉施設及び核燃料物質使用施設等においては、品質保証活動に関する基本的事項を明確にするため、所長は、南地区の「品質保証計画書」、北地区の「原子炉施設品質保証計画書」及び「核燃料物質使用施設等品質保証計画書」を一部改正し、平成18年4月1日から施行した。その後、平成18年11月1日には、「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111-2003）」に準拠した南地区及び北地区共通の「品質保証計画書」を新たに制定して、施行している。

二法人統合した平成17年10月以降、所長、管理責任者（品質保証担当副所長）、内部監査組織及び品質保証推進委員会の下で、大洗センターとして一元的に保安活動の計画、実施、評価及び継続的改善を含む品質保証活動を推進する体制としている。

所長は、品質保証活動に関する業務の責任者として管理責任者を指名するとともに、内部監査組織の責任者としての内部監査責任者を指名している。また、不適合管理、是正処置及び予防処置を実施している。

品質保証活動の実施状況を確認するため、内部監査を年1回以上実施している。更に、品質保証活動の継続的改善を図るため、マネジメントレビューを年1回以上実施しており、所長はその結果を理事長マネジメントレビュー会議に報告している。

また、管理責任者及び内部監査責任者は、「文書及び記録の管理要領」に基づき、文書及び記録を管理している。

原子炉施設及び核燃料物質使用施設等を所掌する各部においては、所長が大洗センターの「品質保証計画書」に基づいて「品質保証に係る管理要領書」

を定め、品質保証活動を実施している。

部長等は、保安活動の計画、実施、評価及び継続的改善を実施し、部長が保安活動の実施評価及び継続的改善について、四半期に1度管理責任者に報告している。更に、部長等は、不適合管理、是正処置及び予防処置を実施している。

また、部長等は、「文書及び記録の管理要領」に基づき、文書及び記録を管理している。

一方、廃棄物管理施設については、センターの「廃棄物管理施設保安規定」で、保安活動に係る品質保証計画を明確にし、保安活動を実施している。なお、同計画は、平成18年4月1日から一部改正し施行している。

その後、「原子力発電所における安全のための品質保証規定（JEAC4111-2003）」に基づく「廃棄物管理施設品質保証計画書」を新たに制定し、平成18年11月30日から施行している。

当該「廃棄物管理施設品質保証計画書」に基づき、理事長をトップとして、本部の管理責任者、大洗センターの管理責任者（品質保証担当副所長）、内部監査組織及び品質保証推進委員会の下で、保安活動の計画、実施、評価及び継続的改善を含む品質保証活動を推進する体制としている。

所長は、保安規定に基づき品質保証活動に関する業務の責任者として管理責任者を指名している。更に、保安規定に基づき内部監査を実施し、その結果を理事長に報告している。

管理責任者は、保安活動の実施状況、評価及び改善状況等について、年1回程度総括を行い、所長、理事長へ報告している。

理事長は、品質保証活動の継続的改善を図るため、年1回以上マネジメントレビューをレビュー会議により行っている。

廃棄物管理施設の各部においては、部長又は課長は、保安活動の計画、実施、評価及び継続的改善を実施するとともに、不適合管理、是正処置及び予防処置を実施している。

また、部長等は、「文書及び記録の管理要領」に基づき、文書及び記録を管理している。

品質保証活動教育については、安全統括部が実施する平成18年度品質保証活動教育研修に参加させるとともに、品質保証活動又は内部監査に携わる職員等を対象とした、品質保証活動研修、内部監査員養成研修又は内部監査員スキルアップ研修教育等を受講させている。

また、毎年11月を品質月間とし、理事長メッセージ、所長訓辞及び品質保証講演会を実施している。

#### □ . 規定・規則等の制定 / 改訂手順の整備・遵守状況等

原子力施設関係については、理事長が、センターの原子炉施設、核燃料物質使用施設等及び廃棄物管理施設に係る認可規定として、「大洗研究開発センター（北地区）原子炉施設保安規定」及び「大洗研究開発センター（南地区）原子炉施設保安規定」、「大洗研究開発センター（北地区）核燃料物質使用施設等保安規定」及び「大洗研究開発センター（南地区）核燃料物質使用施設等保安規定」、「大洗研究開発センター廃棄物管理施設保安規定」を定めている。

また、所長は、北地区及び南地区の「核燃料物質等周辺監視区域内運搬規則」、  
「事故対策規則」等を定めている。

所長は、これらの規定、規則等を制定、改定及び廃止する際は、原子炉施設  
等安全審査委員会又は使用施設等安全審査委員会に諮問するとともに、原子炉  
主任技術者又は核燃料取扱主任者（廃棄物管理施設に関する規則の場合は、廃  
棄物取扱主任者）の同意を得て手続きを行っている。

品質保証については、二法人統合当初、それぞれの地区にあった「品質保証  
計画書」を平成18年11月1日に統合し制定し、制定に合わせて必要な要領  
類の改訂を実施した。「廃棄物管理施設品質保証計画書」は、統合した品質保  
証計画書と整合させた上で、平成18年11月30日に制定した。所長は、こ  
れらの品質保証に関する規定等を制定、改定及び廃止する際は、品質保証推  
進委員会で審議を経て、手続きを行っている。

安全衛生関係については、理事長が機構の安全衛生に関して「安全衛生管理  
規程」を定めている。

所長は、所内の安全衛生の確保、快適な作業環境の形成のため、「安全衛生  
管理規則（最終改正平成19年1月15日）」を定めており、これを改正する  
場合は、安全衛生委員会で審議している。

なお、現在、北地区及び南地区の安全活動の段階的な融合のため、規則及び  
要領の統廃合を進めている。

### (3) 教育訓練

#### イ．職員等に対する教育訓練の実施状況

大洗センターにおける教育訓練は、年度当初に所が定める「安全行事、共通  
教育訓練計画」に従い、各部が立案する平成18年度の教育訓練実施計画に基  
づいて実施されている。なお、教育訓練実施計画には、保安規定に定められる  
教育訓練のほか、労働安全衛生法に関連した教育、核物質防護教育等に係る教  
育訓練も含め立案されている。

教育訓練の未受講者に対しては再教育を実施しているが、再教育も受講でき  
なかった者に対してはビデオテープによる教育を実施し、未受講者が出ないよ  
うな方法が採られている。教育訓練の理解度の確認は、教育訓練終了後にアン  
ケート等を実施し、教育の方法等の改善に役立てている。

教育訓練の実施結果は、課長が取りまとめ「保安教育訓練実施報告」で部長  
に報告している。部長は、部で実施した教育結果を四半期ごとに取りまとめ所  
長に報告している。

これら教育訓練の年度計画及び実施した教育訓練結果は、保安教育管理シス  
テムに登録され、個々人の受講実績が管理されている。なお、保安教育管理シ  
ステムは平成19年3月1日から所全体で運用していくこととし、関連する規  
定の改定を実施している。

#### ロ．保安管理に関する資格認定制度の状況

労働安全衛生法等により有資格者から作業責任者等を選任する業務につい  
ては、「作業責任者認定制度要領」を定めており、選任状況をイントラネット  
で職員等に公開している。なお、作業責任者資格認定制度は、現在南地区で運  
用されているが、所全体に拡充するための検討が進められている。

また、年間業務協力員等に対する教育訓練についても職員等と同様に実施している。

#### (4) 水平展開

大洗センター内及び関連事業所において発生した事故・トラブルについては、安全だよりの発行及び業務連絡により、職員等に周知しており、所長等が水平展開を要すると判断したものについては、「不適合事項等水平展開実施規則」に基づき、各部に対して、点検、要領等への反映の有無、対策の要否等の水平展開を実施している。

安全統括部からの水平展開事例については、同様に、各部に対して、点検要領等への反映の有無、対策の要否等の水平展開を実施している。また、情報の周知のみを行う場合は、安全統括部が実施している。

#### (5) 緊急時の対応

##### イ．緊急時連絡方法・マニュアルの整備状況

##### (イ) 緊急時の通報連絡及び対応等を定めた規則等

緊急時の通報連絡及び対応等を定めた規則等として

事故対策規則

現地対策本部活動要領

各部の活動要領

地震時措置要領

防火管理規則

自衛消防隊規則

事故故障及び災害時の通報連絡に関する通報連絡基準

が整備されている。なお、この中で震度4以上の地震については、各課が点検しその結果を危機管理課が取りまとめるが、震度5以上については初期体制(現地対策本部要員を限定した体制)で対応することになっている。

また、原子力緊急時の対応は、原子力事業者防災業務計画及び武力攻撃原子力災害対処業務計画に基づいて実施する。

##### (ロ) 緊急時連絡方法

##### 1) 関係機関等への通報連絡体制

連絡責任者の代理者(通報連絡専任者)が3交替により24時間体制で対応し、第1報は、連絡責任者又は通報連絡専任者が通報を行う。第2報以降は、現地対策本部長から発信することとしている。なお、FAX着信確認は、現地対策本部の外部対応班が担当する。

##### 2) 通報連絡設備

緊急時の所内連絡のため専用内線番号9901を準備している。この内線9901は、初期の状況把握を容易とするため、複数個所からの同時通話を可能としている。

緊急時対策室には一斉同報FAXを設置している。また、時間外における現地対策本部員、支援グループ要員及び自衛消防隊員の招集用にEMC(エマージェンシーコールシステム)を設置している。EMCは、約15分で130名への連絡を可能としている。EMCは、対象者の携帯電話、自宅電話及び携帯電話メールに連絡することにより確実な連絡を実現するシ

ステムとなっている。

また、災害時の対応に備えて主要な要員の携帯電話を災害時優先電話に設定している。

#### □ . 緊急時における対策所及び現場指揮所の整備状況

##### (イ) 現地対策本部

緊急時には緊急時対策室に現地対策本部を設置する。現地対策本部は、本部長(所長)、副本部長、本部スタッフ、総括班、情報班、広報班、外部対応班及び支援グループ(放射線管理、厚生医療、管理、工務、消防)から構成され、事故対策規則に基づき活動する。

緊急時対策室には、機構本部等及び主要な現場指揮所と情報共有を行うため、TV 会議システム(常設9箇所、移動式4箇所)及び事故対応情報共有システムが設置されている。また、主要原子力施設の施設内映像や放射線モニタリングデータ等の情報を監視できる防災監視システム、周辺監視区域境界の環境放射線データ及び気象データ表示装置、外部関係機関への通報連絡一斉同報 FAX、現場指揮所との専用 FAX 等が設置されている。

##### (ロ) 消防隊

自衛消防隊は火災発生時に出勤し、事故現場対応班及び所轄消防署と連携して消火活動を実施する。自衛消防隊は約 30 名で毎月 1 回訓練を実施している。また、別途、月 1 回抜き打ちの訓練も実施している。

##### (ハ) 事故現場指揮所

事故現場では、現場指揮所に現場対応班を設置し、各部活動要領に基づき、現場対応班長(部長等)のもとで現場対応活動を実施する。現場指揮所には現地対策本部との情報共有のため TV 会議システム(主要な現場指揮所)及び受発信に使用する FAX 等を整備している。また、必要に応じ現地対策本部情報班から要員が派遣され、現場の情報を収集し現地対策本部に報告することとしている。

#### 八 . 緊急時を想定した訓練の実施状況

訓練の規模・内容で大きく大別し 4 種類の訓練を実施している。

##### (イ) 総合訓練

原災法 10 条事象や火災等を想定した訓練を年 2 回実施している。今年度の第 1 回総合訓練は、廃棄物管理施設における管理区域内火災と汚染創傷者の発生を想定し、10月31日に大洗町消防署及び大洗海岸病院の協力を得て実施した。訓練参加者は約 1200 名(年間業務協力員を含む)であった。第 2 回は 2 月実施を予定している。

##### (ロ) 各部の訓練

原子炉施設、核燃料物質使用施設等、廃棄物管理施設の保安規定等に基づき、各部では現地対応班の訓練(通報訓練、消火訓練、招集訓練等)を年 1 回実施している。

##### (ハ) 緊急電話(9901)の通報連絡訓練

毎月 1 回、警備所から緊急電話通報連絡訓練を実施するとともに、勤務時間外に現地対策本部員を対象とした EMC による通報訓練を実施している。これにより、EMC 連絡先の更新確認が可能となっている。また、各部で実

施する訓練に併せて、緊急電話を使用した通報連絡専任者の初動対応訓練を実施している。

(二) 茨城県による無予告通報連絡訓練

勤務時間内又は時間外に茨城県から無予告の通知を受け、火災、臨界、あるいは、放射性物質の異常放出を想定した通報訓練を、現地対策本部、現場対応班及び支援グループと連携し実施している。

二 . 警備員に対する緊急時対応訓練の実施状況

警備員（職員及び年間業務協力員）は、構内警備、消防車両の誘導等、管理グループ員として訓練に参加するとともに、消火器取扱訓練の指導等を行っている。

ホ . 可能性の考えられる緊急事態事象及びそれに対応する対応策の検討状況

事故対策規則で事故・故障及び災害の種類を明らかにするとともに、総合訓練のつど想定事象を検討し、訓練により対応等を確認している。

へ . 防火対策・防火管理への取り組み

(イ) 防火管理

防火管理規則に基づき防火管理組織を定め、それぞれが所管する区域の防火管理を行っており、火気取締担当者又は火元責任者による防火対象物等の自主点検を実施している。また、火気を使用する作業を行う場合は、「火気使用許可願」を防火管理者に提出し、作業を行っている。

(ロ) 安全パトロール

所長、部長、課長等が月 1 回所管区域をパトロールし、可燃物の整理、不用物品の撤去等、火災予防に必要な措置を指示している。

(ハ) 訓練

各部で消火訓練（消火器取扱い）、空気呼吸器装着訓練等を実施している。また、今年度は総合訓練として火災を想定した訓練を実施（大洗町消防署、大洗海岸病院の協力）した。

(ニ) 設備の点検

消防法に基づく法定点検及び自主点検を実施している。

(6) 巡視確認

現場状況の確認は、照射燃料試験施設（AGF）を対象として行った。AGF は、主に高速実験炉「常陽」の照射済燃料の試験を行う施設であり、プルトニウムを含む MOX 燃料を取り扱える点が特徴である。AGF では、照射済の短尺燃料要素あるいはピン切断片を試料として、ホットセル内で試料調整後、燃料の金相観察、元素分析、融点、測定等を実施している。

なお、現場確認時は、「常陽」照射試験用のアメリカシウム含有 MOX 燃料ペレットの製作を実施していた。また、セルの保守点検作業を実施していた。

イ . 管理区域内の職員等の人員把握方法

AGF 建屋入口及び管理区域入口に設置されている出退表示盤に管理区域入室者の氏名を表示し、職員等及び職員等以外の者（年間業務協力員に限る）の管理区域入室者を把握している。常時立ち入り者以外の者については、管理区域一時立入申請書 / 許可書により、把握をしている。

## ロ . 放射性廃棄物の管理状況

### (イ) 放射性気体廃棄物

放射性気体廃棄物通常排気設備を通して排気筒から大気中に放出している。排気中の放射性物質の濃度は、排気モニタで監視し、放出管理目標値を超えないよう、十分低い値で警報が作動するよう設定し、管理している。なお、AGF では、これまで異常な放出はない。

### (ロ) 放射性液体廃棄物

放射性液体廃棄物管理区域内で発生した放射性液体廃棄物は、廃液タンクに一時貯蔵する。廃液の放射性物質濃度を測定し、測定結果に基づき一般排水溝又は廃棄物管理施設に廃液輸送管により移送する。

なお、現在発生している液体廃棄物は、手洗水だけである。

### (ハ) 固体廃棄物

放射性固体廃棄物は保安規定等に従い分類し、専用容器等に封入梱包している。封入梱包した廃棄物は、廃棄物一時保管場所に一時保管した後、廃棄物管理施設に運搬している。前処理が必要な廃棄物については、固体廃棄物前処理施設に運搬している。手続きは、安全作業要領及び放射性廃棄物管理マニュアルに従い実施している。

## ハ . 現場作業員の安全衛生管理状況

AGF を管理運用している燃料試験課では、課長が月 1 回パトロールを行い、可燃物の整理、不用物品の撤去等、安全衛生上必要な措置を指示している。このパトロール結果は、記録し課員に周知するとともに、対応者を決め措置している。また、処置結果は、課長に報告し確認を受けている。

課長が課の所属スタッフを対象とした安全衛生会議を 4 半期に 1 回開催し、ここで安全衛生に係る講話、教育等を通じ安全意識の高揚を図っている。

## ニ . 施設の運転・保守・作業管理

年度当初に策定した、年間工程に基づき 3 ヶ月毎、及び 1 ヶ月毎の予定・実績を作成し、毎月の工程会議において、実施状況の確認、試験・作業工程の調整、試験・作業内容の周知等を行っている。また、朝の会合において、当日の試験・作業内容を課員に周知している。

施設の運転・保守は、安全作業要領及び安全作業マニュアルに従い実施している。

保守及び試験などの作業に当たっては、放射線作業計画、又は一般作業計画等を原則 1 週間前までに作成し、リスクアセスメント、安全チェックリストにより事前に安全評価を行っている。作業前には、TBM-KY を実施している。作業内容等に変更が生じた場合は、放射線作業計画変更書、一般作業計画書（変更）等を作成し、再評価又は工程調整等を行い課長の確認を受け実施している。また、作業完了時には、作業完了報告を作成することにより作業における知見が残るシステムとなっている。

設備の予防保全及び高経年化対策として燃料材料試験部定期安全評価を実施し、定量化された安全評価結果に基づき、リスクの大きいものから順次点検、保守を行うとともに高経年化対策中期計画を策定し、継続的改善に努めている。

ホ . 整理・整頓の状況等

毎月課長パトロールを行い、その結果を記録し確実に是正されていることを確認している。特に可燃物については、原則として管理区域内に入れないこととし、パーソナルコンピュータあるいはケーブルなど管理区域内で必要な可燃物については、鉄製保管棚又は防火シートを活用し、防火対策を施している。

おわりに

今回、原子力事業所安全協力協定に基づく自主保安点検協力活動の一環として、日本原子力研究開発機構大洗研究開発センターの保安管理、安全管理の活動状況の点検を行った。ご多忙な中、多くの方に出席頂いた他、エビデンス類もあらかじめ十分に準備して頂き、点検項目が多いにも係わらず円滑に点検を実施することができた。

全般的には、平成17年10月に統合以降、統合以前の二法人の保安管理、安全管理面の良好な面を大洗研究開発センター全体に展開するのに努力されていること、また、所長以下トップが先頭に立った保安管理、安全管理活動が現場まで行き届いているということが印象に残った。

本文中の自主保安点検協力活動の結果にも活動状況を記しているが、特に以下の活動については他事業所においても参考になると思われるので紹介する。

#### 安全管理

- ・所長を始めとした管理職、指名された管理者等の安全衛生パトロールを頻繁にきめ細かく実施しており、安全衛生の確保に努めている。
- ・リスクアセスメントの実施結果も作業場所に掲示するなど、TBM-KYと一体として運用しており効果を上げている。
- ・安全活動の実施計画等は、管理尺度や目標値等を明確に立てるような様式となっているほか、実施計画と品質目標の様式を合わせておくなど活動が円滑になる配慮がなされており、PDCAサイクルが回りやすくする工夫がされている。

#### 教育管理

- ・保安教育の再教育未受講者に対しビデオテープを使用しての教育を実施しており、従業員全員が同一内容の保安教育を受講している。
- ・保安教育訓練の実績をデータベース化して、教育受講履歴を定期的にフォローしており、未受講項目の管理を行っている。

#### 緊急時対応

緊急時対応のための訓練を、規模・内容に応じて高い頻度で実施することにより、機能維持に努めている。特に、所内関係者への緊急連絡法(EMC)について、毎月訓練実施し、結果に基づき連絡先リストの確認をしていることは見習うべき事例である。

#### 現場巡視

管理区域出入り口付近に非定常業務の計画を掲示し、管理区域作業者に対し情報の提供及び共有化を図っている。

#### その他

ヒヤリハットキガカリシート、作業主任者の専任状況等イントラネットを積極的に活用し情報の共有化を図っている。

防火管理者  
原子燃料工業株式会社  
東海事業所

照 沼 恵 一

核燃料取扱主務者  
財団法人核物質管理センター  
東海保障措置センター

所 要 一

放射線取扱主任者  
日揮株式会社技術研究所

小 島 秀 蔵



施設内において説明を受ける点検協力実施者（左側）